

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて

【公表日】

令和4年（2022年）2月2日（水）

【問い合わせ先】

環境政策部自然環境共生課

電話 046-822-8559（直通）

横 須 賀 市

「横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて」に対する
パブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和3年（2021年）11月10日（水）から12月1日（水）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

■意見の提出者数：4人 ■意見の件数：47件

3 意見の提出方法及び内訳

■提出方法：

提出方法	人数
直接持参	1人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	3人
合計	4人

■内訳：

項目	件数
案全体について	0件
横須賀市みどりの基本計画中間見直しについて	0件
みどりの基本計画の基本事項	1件
第Ⅰ章 現状と課題、新たな視点	3件
第Ⅱ章 計画の目標と方針	3件
第Ⅲ章 推進施策（中間見直し後）	28件
第Ⅳ章 ゾーン別計画	5件
資料編	1件
その他	6件
合計	47件

4 意見に基づく対応

対応内容	件数
本案の中で追記・修正するもの	9件
次期計画改定の際の参考とするもの	2件
今後の参考とするもの	12件
関連部署へ申し伝えるもの	3件
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	21件
合計	47件

5 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		概要		件数
	章	頁			
1	—	9	<p>[2 計画の位置付け] みどりの基本計画と整合または関連している他の計画等との関係性を、明示した方が良いのではないかと。</p> <p>【関係性の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性促進法： 生物多様性保全活動促進法に関する取組を強化 ・(仮称)新環境基本計画： 気候変動、カーボンニュートラル及びグリーンインフラ等について取組を強化 ・都市公園の整備・管理の方針： 社会情勢の変化や市民ニーズの多様化を考慮した取組を強化 	1	ご指摘を踏まえ、特に本計画に深く関連する計画である「(仮称)新環境基本計画」との関係性を追記いたします。
2	I	12～13	<p>[新たな背景と課題] 新たな背景と課題を整理しているページに、社会情勢の変化及び市が抱える課題として、下記事項も記載すべきではないかと。</p> <p>【記載事項例】 カーボンニュートラル、生物多様性、地域人口減少、オープンスペースの必要性、谷戸の防災及びコミュニティ形成としてのみどりの役割</p>	1	ご指摘として挙げられた課題の多数が、すでに現行計画書から記載しています。なお、カーボンニュートラルについては、具体的な記載をしていませんが、気候変動への対応に関する課題に含まれ、本計画では、みどりの保全・創出に取り組むことで、二酸化炭素の吸収源の確保を目指します。また、谷戸の防災及びコミュニティ形成については、本計画の対象外であり、まちづくりや防災の視点で取り組む必要があると考えます。
3	I	15	<p>[気候変動等に適応する樹林地の保全] ナラ枯れについては、早急な対応が必要である。また、県や国と連携した対策を推進することを望む。</p>	1	本件については、推進施策 No.1「気候変動等に適応する樹林地の保全」の中で、取組みます。また、現在、県や研究機関と情報を共有しながら、注視しています。なお、令和3年度から、新たに補助制度に取り組んでいます。
4	I	18	<p>[生産緑地の保全に向けた取組] 生産緑地を、本市のみどりの要素として、明確な位置付けを行うべきではないかと。</p> <p>なお、生産緑地の機能としては、生産基盤の確保のみではなく、みどりの面的確保、生物多様性の確保、里山景観の確保及び防災観点による健全な水循環への寄与等が考えられる。</p>	1	本市のみどりの基本計画では、前計画(平成22年3月策定)から、農地もみどりとして、本計画の対象としています。さらに、平成27年に制定された「都市農業振興基本法」では、生産緑地等の都市農地が有する機能は、「農産物の供給」だけではなく、「防災空間」や、「農業体験・学習・交流の場」、「やすらぎ等をもたらす景観形成」、「都市住民の農業への理解の醸成」、「都市の中の緑や生物の保護」等を有するものと定義しています。今回、こうした定義を前提に本計画を見直しました。なお、この定義については、本計画内で、明示いたします。

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		概要		件数
	章	頁			
5	II	27	[みどりの将来像の実現に向けた 目標—みどりの質を高める] 自然・色彩が豊かなみどりの保全、 里山等の景観形成及び防災・減災 に関する目標を追加した方が良い のではないかと。	1 ご指摘いただいた内容について は、本案の「(2)みどりの質を高め る」の説明(P.28の前段)に記載の とおり、下記の目標に含まれていま す。 【目標】 ・目に見える「みどり」を増やし ます。 ・より身近に親しめる「みどり」を 増やします。 ・多様な生物が生息・生育・繁殖 できる場の再生を目指します。	
6	II	27	[みどりの将来像の実現に向けた 目標—みどりの質を高める] 都市公園の整備・管理の推進につ いては、質について強調して言及 した方が良い。 【言及例】 市民のニーズに合った質の高い都 市公園の整備・管理を推進します。	1 都市公園の質の向上に関しては、 本案の「(2)みどりの質を高める」の 説明(P.28の後段)の中で記載して いるため、本案のままといしま す。	
7	II	36	[公園の将来像図] 図名を、他の方針図と合わせ、「公 園の整備・管理の方針図」とした方 が良いのではないかと。	1 ご指摘を踏まえ、該当の図は、方 針及び将来像を表した図ではない ため、名称を「公園レベルごとの配 置図」に変更いたします。	
8	III	42～43	[推進施策] 推進施策の記載順は適切であるの か。また、推進施策の重要度順の 記載なのか。	1 推進施策については、保全・創出 等の大柱と、さらに取組対象等 の中柱ごとに分け、重要度順に記 載しています。また、新たに位置付 けた推進施策は、最も重要と考え、 先頭に記載しています。	
9	III	45	[新規推進施策—No.1 気候変動 等に適応する樹林地の保全] 本推進施策の目標を「調査」とする ならば、調査内容を明確にすべき ではないかと。また、調査により、樹 林地の安全性に関しての必要な取 組の明確化まで、本推進施策で行 うべきである。	1 本推進施策の中で、樹林地の安全 確保に関する具体的な調査内容も 含めて検討していきたいと考えて います。	
10	III	45	[新規推進施策—No.2 生物多様 性の確保に向けた取組] 本推進施策において実施する生物 多様性の確保に向けた調査内容を 明確化するため、「生物調査等」と した方が良いのではないかと。	1 ご指摘を踏まえ、「生物多様性の確 保に向けた生物等の調査(後略)」 に修正いたします。	
11	III	45	[新規推進施策—No.3 生産緑地 の保全に向けた取組] 特定生産緑地への移行に際して は、多様な機能ごとに分類し、保全 手法を検討しても良いのではない かと。	1 生産緑地を保全することにより、防 災空間や良好な景観形成等の多 様な効果が得られると考えているた め、機能ごとの保全手法を検討す る必要はないと考えています。な お、生産緑地は、農地の所有者に より管理等を行い、各農地の保全 手法についても所有者が決定して います。	

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		概要		件数
	章	頁			
12	III	45	[新規推進施策－No.1 気候変動等に適応する樹林地の保全] 大規模な樹木の伐採は、保水力を失うだけでなく、地滑り及び下流域の浸水の発生等が懸念される。そのため、メガソーラー等の誘致は、危険性もあるため、厳しい規制を作るべきである。	1	現在、国は、温暖化対策の一環として、太陽光発電を推進しています。その一方で、発電施設の設置に伴う土砂流出等の周辺環境への影響が懸念されており、こうした問題に対応した規制が検討されています。こうした国の動向を注視していくとともに、本市における対応の必要性等を検討していきます。
13	III	46	[新規推進施策－No.4 新たな制度等の取組] グリーンインフラは、みどりの質を向上し、適切な維持管理等を行うことで、(自然環境の)多様な機能による効果を得るものである。そのため、十分な(導入の)検討が必要である。	1	ご指摘のとおりと考えています。なお、本推進施策において、グリーンインフラに関する取組を導入するための必要な情報を精査し、導入が可能な取組を検討します。
14	III	47	[推進施策－No.7 (仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進] 継続の取組であるが、本市の方向性を見直すべきではないか。	1	本市としては、長期的視点に立ち、引き続き、誘致活動を行っていきます。なお、ご指摘いただいた本市の方向性を見直しについては、今後の参考とさせていただきます。
15	III	50	[推進施策－No.17 外来生物対策の推進] 本市の希少な生物の調査と保全に関する取組を行った方が良いのではないか。	1	本件については、推進施策 No.2 「生物多様性の確保に向けた取組」の中で、必要に応じて実施していきます。
16	III	50	[推進施策－No.17 外来生物対策の推進] 哺乳類以外の動物も(防除の)対象とした方が良い。	1	本市では、現時点で「外来生物法」に基づく特定外来生物の防除を行う中で、特に市民生活に影響の高いアライグマ、クリハラリス(タイワンリス)等を対象として防除に取り組んでいます。ご指摘の哺乳類以外の動物は今後、生物多様性地域戦略とみどりの基本計画の一体化を検討する中で、対象とする種や具体的な方法などを検討していきたいと考えています。
17	III	50	[推進施策－No.17 外来生物対策の推進] クリハラリス(タイワンリス)の防除対策を強化する必要がある。なお、科学的な統計・調査・研究を行い、性比・子の数・体重等の統計、個体数の推定及び catch per unit effort (CPUE)の算出等を希望する。また捕獲努力量の強化及び捕獲奨励金の導入の検討をすべきである。	1	本市では現在、被害防除及び計画防除により根絶を目指した積極的な取り組みを行っていますが、限られた予算や従事者で対応する中で、捕獲個体の調査や分析までを行う体制を構築することは難しい状況となっています。また、調査、分析については専門的な識見等を有する機関等での実施や、単独の自治体レベルではなく、生息分布域における広域的な実施がより有効な手法とも考えられますので、県とも連絡、協議しながら実施方法等の検討を進めていきたいと考えています。

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		件数		
	章	頁			
18	III	50	[推進施策-No.17 外来生物対策の推進] 捕獲努力量の強化及び捕獲奨励金の導入の検討をすべきである。	1	防除の個別具体的な手法等については、本計画の対象外と考えますが、今後、防除事業等を進める際の参考とさせていただきます。
19	III	50	[推進施策-No.17 外来生物対策の推進] 生き物(外来生物含む)を発見した際、LINE等のアプリを活用した、報告システムを導入しても良いのではないか。	1	防除の個別具体的な手法等については、本計画の対象外と考えますが、本件については、今後、防除事業等を進める際の参考とさせていただきます。
20	III	50	[推進施策-No.18 公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施] 公共施設の各所管課に関わらず、倒木危険度調査及び対策を検討する組織を立ち上げた方が良いのではないか。	1	本件については、本推進施策に取り組む際の参考とさせていただきます。なお、本推進施策は、施設管理者の考え方等を確認しながら、取り組みます。
21	III	50	[推進施策-No.18 公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施] 民有林についても、倒木等の危険度のチェック(方法・基準)を検討しても良いのではないか。また、ハザードマップを参考にした樹林地の保全を検討しても良いのではないか。	1	本件については、推進施策 No.1「気候変動等に適応する樹林地の保全」に取り組む際の参考とさせていただきます。
22	III	51	[推進施策-No.21 景観重要樹木の指定による保全の継続] 樹木のみではなく、社寺林、オオシマザクラ林、マテバシイの新緑林、ビオトープ及び生物多様性の配慮地域等に関しても、保全に向けた指定を検討すべきではないか。	1	本推進施策は、景観法第28条に基づき、良好な景観の形成に重要な樹木と指定された景観重要樹木に関する取組です。そのため、ご指摘いただいた樹木等の指定は、推進施策 No.12「保存樹木指定の検討」等に取り組む際の参考とさせていただきます。
23	III	51	[推進施策-No.22 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討] 谷戸地域のコミュニティ形成及び防災に関する目標を掲げ、取り組むべきではないか。また、谷戸のみどり復元助成は実施するのか。	1	ご指摘いただいた目標の掲出については、本計画の対象外であると考えます。なお、本件に関して、関連部署に情報提供いたします。また、谷戸のみどり復元助成に関するモデル事業は、すでに実施し、完了していたため、記載を見直します。
24	III	51	[推進施策-No.23 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続] 農業基盤の保全のみではなく、景観形成及び生物多様性の確保の観点による保全の取組を考えた方が良いのではないか。	1	本推進施策は、農業振興地域整備計画に基づき、農業基盤として保全すべき農地を対象にした取組です。なお、本件については、関連部署とともに検討する必要があると考え、次期計画改定時の参考とさせていただきます。

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		概要		件数
	章	頁			
25	III	52	[推進施策－No.25～29 都市公園に関する5つ推進施策] 都市公園に関する推進施策に、「③都市公園の整備と管理の基礎」といった小見出しを付けた方が良いのではないかと。	1 ご指摘を踏まえ、都市公園に関する施策の説明に、見出し「都市公園の整備と管理の基礎」を追記いたします。	
26	III	52～53	[推進施策－都市公園に関する推進施策] 市民ニーズに応えた質の高い公園の整備と市民の連携を考えた管理・運営に関する推進施策を位置付けた方が良いのではないかと。	1 本件については、推進施策 No.25「市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり」の中で取り組みます。また、その旨が明確になるよう、下記のとおり、方針等を修正いたします。 【変更後】 (前略)地域コミュニティの活性化や心身の健康の増進等につながる質の高い公園づくりを行う。	
27	III	52	[推進施策－No.26 集客や魅力あるまちづくりに資する公園マネジメント] 推進施策名を「集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理・運営」とした方が良いのではないかと。	1 ご指摘を踏まえ、「集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理」に修正いたします。なお、運営については、管理に含めるものと考えています。	
28	III	52	[推進施策－No.27 生物多様性が確保され、自然とふれあえる公園の整備・管理] 推進施策名を「自然とふれあえる公園や生物多様性に配慮した公園の整備・管理」とした方が適切ではないかと。	1 ご指摘のとおり、修正いたします。	
29	III	53	[推進施策－No.28 安全・安心と防災力のある公園づくり] 安全・安心と防災力のある公園整備と、安全と防災に関わる管理システムの構築(倒木等の安全に関する確認体制整備)に関する推進施策とした方が良いのではないかと。	1 安全に関する確認体制の整備等については、施設管理者の考え方の基、必要に応じて実施すべきであると考えます。なお、本件については、今後の参考とさせていただきます。	
30	III	53	[推進施策－No.28 安心・安全と防災力のある公園づくり] 災害時において、公園は、避難拠点だけでなく、災害ごみの収集拠点の機能も必要ではないかと。	1 災害廃棄物に関しては、既に「横須賀市地域防災計画」や「災害廃棄物等処理計画」において、災害廃棄物等の収集運搬や一時保管場所としての仮置場の設置について記載し、一部の公園等を仮置場の候補地として想定しています。なお、仮置場は災害の種類や規模、発生場所等に加え、周辺の環境への影響も考慮し、災害時に、適切な場所で開設する必要があると考えています。	

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		概要		件数
	章	頁			
31	III	54	[推進施策－No.30 【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進] 海岸線及び海岸植物の保全に関しても取り組むべきではないか。	1 海岸線については、神奈川県によって作成した海岸保全基本計画（東京湾沿岸・相模灘沿岸）」に基づき、保全に取り組んでいます。また、海岸植生の保全については、今後、推進施策 No.2「生物多様性の確保に向けた取組」の中で、その必要性も含めて検討します。	
32	III	55	[推進施策－No.33 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用] 公共施設の各所管課に関わらず、（緑化や適切な維持管理を行うための）組織作りが必要ではないか。	1 本件については、施設管理者ごとに取り組むべきであると考えます。	
33	III	57	[推進施策－No.40 みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進] みどりに対する技術や知識を有した人材の活用状況等をマネジメントする人材の育成も検討した方がよいのではないか。	1 本件については、本推進施策に取り組む際の参考とさせていただきます。	
34	III	57	[推進施策－No.41 自然に関する環境教育・環境学習の実施] 遠足などで、田浦梅の里、衣笠公園及び観音崎公園等を活用することを望む。市内の緑地や公園施設を子どもたちが知り、（実際に）体験することで、身近な自然を感じることにつながる。	1 本件に関して、関連部署に情報提供いたします。	
35	III	58	[推進施策－No.44 産・学・官等の連携及び役割分担によるみどりの保全・創出等の推進] カーボンニュートラルの推進に関して、企業との連携の強化に取り組む必要があるのではないか。	1 本件については、今後の参考とさせていただきますが、別途策定する「（仮称）新地球温暖化対策実行計画」とともに検討する必要があると考えます。	
36	IV	60～61	[ゾーン別計画－追浜・田浦・逸見ゾーン] 谷戸地域のあり方を検討すべき事項を明示した方がよいのではないか。	1 本件については、推進施策 No.22「谷戸地域のみどりの再生に向けた検討」の中で、その必要性も含めて検討いたします。	
37	IV	60～73	[ゾーン別将来像－安全を優先した斜面緑地の保全に向けたあり方の検討] 急傾斜地崩壊危険区域等に指定されている斜面緑地は、（法面崩壊防止措置だけではなく、）高低差のある場所の移動を可能とし、津波発生時の避難路の整備を望む。	1 本件については、本計画の対象外と考えます。なお、本件に関して、関連部署に情報提供いたします。	

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		件数		
	章	頁			
38	IV	62～63 64～65 68～69 70～71 72～73	[ゾーン別計画－東京湾沿岸、浦賀・観音崎、武山・野比、長井及び大楠山ゾーン] 保全を必要とする海岸線及び海岸植生を明示した方が良いのではないか。	1	海岸線については、神奈川県によって作成した「海岸保全基本計画(東京湾沿岸・相模灘沿岸)」に基づき、保全しています。また、海岸植生については、平成24年度から平成28年度にかけて調査しましたが、希少な植物の乱獲の発生等を懸念し、あえて本計画に詳細を明示していません。なお、本調査結果については、本市ホームページ及び現行計画書の資料編(P.171)にて、ご確認いただけます。
39	IV	66～67	[ゾーン別計画－平作川流域ゾーン] (想定最大規模降雨に未対応な河川といった)防災対策を検討すべき場所を明示した方が良いのではないか。	1	本件については、本計画の対象外と考えます。なお、平作川流域における大雨発生時の浸水被害想定区域については、「内水による浸水ハザードマップ(本市上下水道局により作成)」及び「洪水ハザードマップ(神奈川県が公表した「河川の氾濫による浸水想定区域図」を基に作成)」で明示しています。なお、これらのマップは、本市上下水道局及び本市ホームページでご確認いただけます。
40	IV	68～69	[ゾーン別計画－武山・野比ゾーン] 保全すべき里山風景を明示した方が良いのではないかと。	1	本市における大切な里山的環境等については、既に本ゾーン中に記載しています。また、本件を受け、見直した結果、「野比かがみ田緑地」が、里山的環境保全・活用事業の活動の場であったことを追記いたします。
41	資料編	79	[本編以外のみどりの拠点の分布について－健康増進に寄与するみどりの拠点の分布図] 公園に健康遊具の設置を進めているようだが、公園のバリアフリー化も必要である。障害があっても遊具を楽しめる公園づくりを進めることを望む。	1	本件については、推進施策 No.28「安全・安心と防災力のある公園づくり」の中で取り組みます。
42	その他	—	[その他－用語の意味] 「公園づくり」と「公園整備(公園の整備)」の違いはあるのか。	1	「公園づくり」は「整備と管理」を、「公園整備」は「整備のみ」を表しています。
43	その他	—	[その他－道路及び公園の植栽] 大きく生育するサクラ等を植栽する際には、将来的な枝の接触を考慮した植栽間隔にすべきである。また、植栽間隔の基準があり、その基準に即して植栽している場合は、見直すことを望む。	1	ご指摘のとおり、樹木を植栽する際には、生育及び用途を鑑みた植栽間隔といたします。なお、植栽間隔の基準はありません。
44	その他	—	[その他－歩道の利活用] 歩道において、飲食や余興が可能となることを望む。例として、フランス等においては、歩道のオープンスペースの利活用として、飲食を可能としている。	1	推進施策 No.31「【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進」として、オープンスペースの確保を推進しますが、その利活用については、今後の参考とさせていただきます。関係部署に情報を共有します。

通し 番号	ご意見			市の考え方	
	該当箇所		件 数		
	章	頁			
45	そ の 他	—	[その他－農地の活用] 農業の地産地消を推進し、学校給食に地産地消を取り入れるべきである。	1	本件については、本計画の対象外と 考えます。なお、本市の学校給食で は、可能な限り市内産または神奈川 県内産の食材の使用に努めていま す。今後もより一層地場産物の使用 に取り組めます。
46	そ の 他	—	[その他－農地の活用] 本市が首都圏内に立地しているこ とを生かし、クラインガルデン(農地 の賃借制度)等を推進し、週末農 業者を呼び込んでも良いのではな いか。	1	本件については、市民農園が該当 すると考えます。なお、市営市民農 園は、特定農地貸付法改正により、 農家自身によって、市民農園を開く ことができるようになったため、平成 28年1月末日に閉園となりました。現 在、本市の民営市民農園数は、8か 所となっています。
47	そ の 他	—	[その他－農地の活用] ソーラーシェアリング(農地の上部 空間に太陽光パネルを設置する営 農型太陽光発電)の視点を導入し た方が良いのではないかと。	1	本件については、本計画の対象外と 考えます。なお、本件については、 別途策定する「(仮称)新地球温暖化 対策実行計画」の再生可能エネルギ ーの導入及び活用の中で推進を検 討します。